

ご存知ですか？公売

# ご存知ですか？公売

公売って何？

公売とは、国税局又は税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札又は競り売りの方法によって売却することをいいます。

公売では、買受後の返品が認められないほか、品質・機能について保証がないため、一般的に市場価格より低い見積価額が設定されています。

※ 見積価額とは、公売財産の売却価額の最低額を示すもので、財産の公売に当たって税務署長が決定します。

誰が参加できるの？

次に該当する方を除き、原則としてどなたでも参加できます。

- ・ 公売財産を所有する滞納者
- ・ 国税庁、国税局、税務署に所属する職員
- ・ 公売の参加制限を受けた方

※ 公売財産（農地等）によっては、買受けられる方が制限されている場合があります。

どのような財産があるの？

土地・建物といった不動産のほか、宝飾品、美術品、家電製品、自動車等さまざまな種類の財産を公売しています。

公売はどこでやっているの？

公売は、全国の国税局や税務署の公売会場で行うほか、ご自宅のパソコンから参加できるインターネット公売も行っています。

その他、郵送で入札を受け付ける期間入札を行う場合もあります。この場合、遠隔地の公売会場に出向かなくとも、公売に参加していただけます。

注意点は？

公売では、公売財産を「現況有姿」のまま売却しますので、不動産については、登記簿謄本による権利関係の確認をするとともに、実際に現地に行って確認されることをお勧めします。

動産については、「下見会」を開催する場合がありますので、国税庁ホームページで日程等ご確認の上、実際にご自身の目で確認されることをお勧めします。

公売財産や公売予定日等、詳細に関しましては、  
国税庁ホームページ【公売情報】([www.koubai.nta.go.jp](http://www.koubai.nta.go.jp))でご確認ください。  
詳細な手続については、公売を実施する国税局又は税務署にお問い合わせください。

## 皆様のご参加お待ちしております。